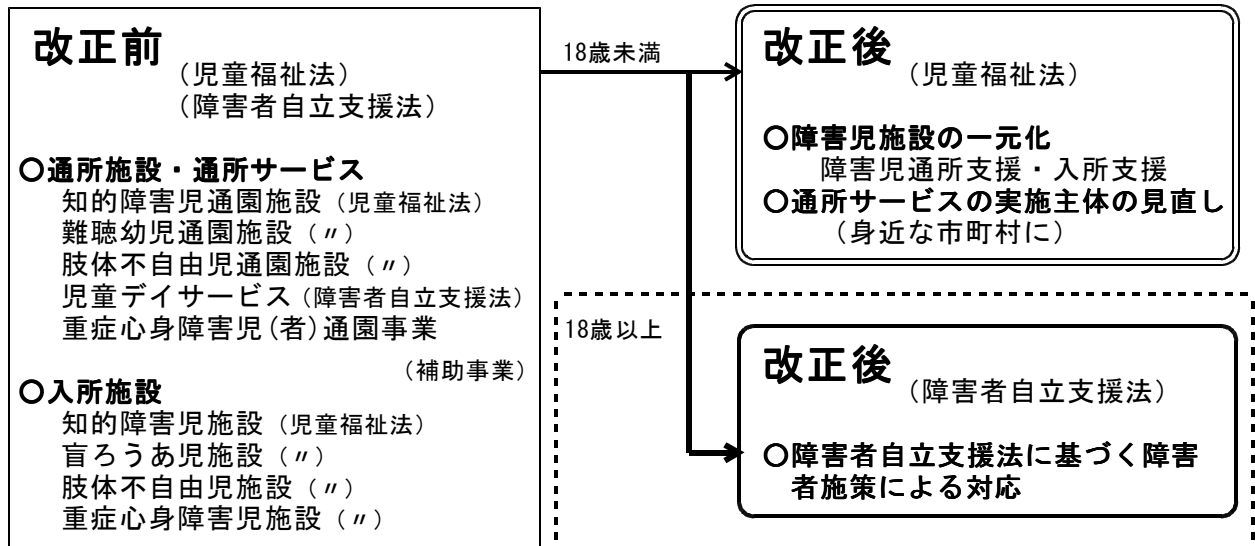


参考資料 4

障害のある子どもの支援の強化について

障害のある子どもを対象とした施設・事業は、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法（児童デイサービス）及び補助事業（重症心身障害児（者）通園事業）に基づき実施されてきましたが、根拠規定が児童福祉法に一本化されました。

なお、18歳以上の障害児施設に入所している障害のある人は、障害者自立支援法の施策により対応します。



また、障害のある子どもの支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されました。

<<障害者自立支援法>> 【市町村】

<<児童福祉法>> 【市町村】

児童デイサービス

<<児童福祉法>> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

通所サービス

**障害児通所支援**

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

知的障害児施設  
 第一種自閉症児施設  
 第二種自閉症児施設

盲児施設  
 ろうあ児施設

肢体不自由児施設  
 肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設

入所サービス

【都道府県】

**障害児入所支援**

- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設